



タイトル Title	韓国の市民社会は、「なぜ」半額登録金運動を展開したのか : 韓国の半額登録金運動の概要
著者 Author(s)	金, 南権 / 桔川, 純子(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	日韓シンポジウム,第3回:
刊行日 Issue date	2015-02-27
資源タイプ Resource Type	Presentation / 会議発表用資料
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010568

韓国の市民社会は、「なぜ」半額登録金運動を展開したのか

——韓国半額登録金運動の概要——

民主社会のための弁護士会 半額化登録金運動担当弁護士
金南権（キム・ナンゴン）／通訳 桔川純子

はじめに

ご紹介いただきました弁護士の金南権（キム・ナンゴン）と申します。韓国で、半額登録金運動に関わってきました。今日お話をすることは、一番目にローン制度の問題、二番目に国家奨学金の問題、三番目に今後の課題についてです。

1. 登録金の自由化と教育の公共性の喪失

【登録金の高騰】

1980年以前には、大学が登録金を引き上げることに對しては国の規制がありましたので、登録金問題はそれほど大きな問題ではありませんでした。

1981年から登録金の自由化がなされ、1990年代になると新自由主義の流れが入ってきて、登録金は大学に決定権があるというふうになりました。国家が介入することはなくなり、大学に任せることになりました。1990～2008年の約20年の経過を見ても（スライド2）と、毎年登録金が上がって行きました。私立大学上昇率（■印）が8.8%、国立大学上昇率（◆印）は7.5%で、物価上昇率（▲印）ののどいたい2～4倍という状況です。2000年から2013年への変化を見ると、私立大学は449万ウォンから736万ウォンに64%の上昇、国立大学は230万ウォンから417万ウォンに81%の上昇です（およそ10ウォン≒1円）。

所得が第4階層（年間所得がおおよそ3千万ウォンくらい）の場合、家計の34%、ほぼ1/3を登録金等の学費に当てないといけない状況になっています。

2008年までの国家対応は、金融機関からお金を借りる際（学資金）の信用保証に留まっています。所得水準の低い家庭の子どもについては無利子ですが、それ以外は有利子です。学生の中には、利子を返済することができないで延滞してしまうケース（いわゆる信用不良者）が増えました。学業を中断してアルバイトせざるを得ない、さらには、挫折して自殺する学生も出ました。

【憲法31条と世論の変化】

そのような状況を見て、世論が変わってきました。「大学の自治」とは、政権あるいは権力から「学問の自由を守る」ということであって、登録金を自由に決めることではないと……。登録金の問題点を黙って見ているのではなく、国家がもっと積極的に介入するべきだということになってきました。その根拠になったのが、憲法31条です。憲法31条には「教育を受ける権利」「教育の機会均等」が定められています。経済的な理由等々で大学に通えないというようなことは、教育権の侵害にあたるのです。

2. 所得連動型ローン（ICL）の導入と問題点

2008年に、李明博（イ・ミョンバク）政権になりました。大企業に対しては税金の免除等々があったのですが、なぜ大企業にだけ恩恵を与えるのかという批判が出ました。そこで打ち出されたのが、就職後に返済をする所得連動型ローン（Income Contingent Loan／ICL）制度

でした（2009年7月）。具体的には、就職をして年収1千900万ウォン程度（日本円で200万円ぐらい）を越えると、所得の10%ずつを最長25年間にわけて返済していくという内容です。それは、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドといった国々のモデルを導入したものです。

ICLは、以前よりもはるかに進歩的な制度でした。就職ができない（韓国の青年失業率は約9%）、または非正規職の場合などは、奨学金を返さなくてもいいということです。しかし、ICL制度には、①5.2%という高金利（現在は2.9%に圧縮）、②利子を元本に含むという複利方式、③結局元本の4倍にもなる高返済率、といった問題点があります。就職できない、所得が少ないということで、借り入れた人々のだいたい3分1が返済できないというような状況になっています。

さらに、高い登録金については、何らの変化もありません。「生涯債務奴隷」という状態は変わっていないのです。そこで、高い登録金を半額にしないといけません。半額登録金にした上で、就職してから返済していくような方式を採るべきだ。このように、市民団体や学生団体は要求したのです。

3. 半額登録金運動の展開

半額登録金運動について、どのような運動があったのかについてお話ししたいと思います。スライド10に写っている美しい女性、彼女はキム・ヨジンさんという俳優さんです（ドラマ「チャングムの誓い」「イ・サン」などに出演）。保護者・学生といった当事者のみならず、社会的に広く、こういった芸能人の人たちも関心を持って運動を展開しました。たくさんの人たちが関心を持って、社会を改革していこうという動きになりました。2011年には、たくさんの集会が開かれました。

当時、政府に対しても大学に対しても、非常に大きな批判というものがありませんでした。私立大学の場合は、巨額の積立金があったわけですが、そういった財力があるにもかかわらず高い登録金を取っていることに大きな批判がありました。

政府に対しても、厳しい批判がありました。当時、大企業に対しては減税を行っていて、それがだいたい5年で90兆ウォンというような、非常に大きな予算だったのです。半額登録金を実施した場合には、5～6兆ウォンという規模でしたので、なぜ大企業にはそれだけの恩恵を与えて、一般の庶民に対してはこのぐらいのこともできないのかと…。

大学生への同情論もありました。加えて、登録金が家計を圧迫しており、格差社会になってきちんとした家計の運営ができない。内需による循環が上手くいかないということから、「内需経済の活性化」という議論もありました。

新自由主義の政策の下で、貧富の格差というのがどんどん開いていっているわけです。その中で、低所得者層の人たちを中産階級に引っ張り上げる、そういった政策が必要ではないか。「普遍的な福祉」という側面で見ることが必要だ、という議論が起こってきました。中産階級まで含めた「普遍的な福祉政策」という非常に革新的な政策要求が、この半額登録金運動でした。

具体的には、①大学が自らの努力でその登録金を半額に下げる、②政府がその財政的な支援をする、というものでした。すなわち、大学に対しては、多額の積立金を取り崩して登録金を安くするべきだという要求をしました。政府に対しては、財政的な支援をしながら登録金を下げるよう要求をしました。

4. 給付型の国家奨学金制度の導入とその問題点

2011年は運動が極めて活発でした。2012年の大統領選挙の前年に当たります。その結果、2012年の大統領選挙では、与野党を問わず、どちらの候補も半額登録金を政策に掲げました。ただ内

容については、両者で違いがありました。

野党候補は、市民団体が要求したように、半額登録金を政策公約として掲げました。けれども、与党候補は、大学の登録金を下げるということはできないが、その代わりに財政的な支援を国で行っていくといった公約でした。

大統領選挙に勝ったのは与党候補でしたので、半額登録金は実現しませんでした。返済義務のない給付型の国家奨学金制度がスタートしました。保護者の所得水準（所得階層区分）によって、100%、75%、50%、25%というように、奨学金の額が決まってくるという制度です（スライド16）。

国家財政に余裕はないということで、何か基準を設けないと、ということになったわけなのですが、その基準を、国公立大学の450万ウォンという基準にしてしまったのです。私立大学の学生にしたら、私立大学がだいたい800万ウォンという登録金ですから、2分の1ぐらいにしかならないという結果になってしまいました。

さらには、財政がだんだん厳しくなる中で、学業成績を基準に入れてきました。成績がよくないと国家奨学金の対象者から除外するというので、26万人ぐらいの学生が成績基準のために除外されています。

また、例えばマンションを持っている場合には資産とみなして、こういった家庭も除外をします。ですから、対象学生は300万人ぐらいいるのですけれども、その中のわずか120万人しか、いまのところ恩恵をあずかれないという状況になっています。

今また、「第2の半額登録金運動」というのが始まろうとしています。市民団体と学生団体は、現状を打開すべく、再び運動を展開し始めています。例えば、成績基準の除外、私立大学の登録金800万ウォンの補助基準化など、を要求しています。

5. 半額登録金運動の成果と課題

2005～06年ぐらいから始まった半額登録金運動ですけれども、この十年を振り返ってみますと、一定の成果は収めたのではないかと考えています。

学生・保護者を中心にして、当事者たちが数万名というようにたくさんの人たちが集会に参加をするということにも変わってきました。社会的な世論においても、教育政策を変えていかないといけないということで、弁護士、大学の教授といったような知識人たちも声を上げるようになりました。国会などでも、その政策を変えていくということで、非常にたくさん討論会が開かれたという結果があります。

当事者である学生、保護者の人たちをはじめとして、社会を変えていこうというような取り組みが知識人、政治家等々たくさんの人たちが関わって、そういう動きになってきたということは、一定の成果であったとすることができると思います。

しかしながら、まだ半額登録金というものは実現していないわけですから、今後も多くの人々と世論を形成し、実質的な登録金運動というものをつくっていく必要があるというふうに考えます。

韓国と日本は、私立大学が大学全体の80%を占めるというような、似通った状況にあります。大学の運営構造でありますとか、そういったことも含めて、登録金問題を扱っていく必要があると思います。今後も双方の経験や成果を交流しながら、お互いにいい法律、制度、政策をつくっていければと思います。

ご静聴、ありがとうございました。

質疑応答

【補足①：スライド2】

Q：スライド2について、登録金の上昇率が2012年度で落ちた理由は。

A：確かに、2011年における運動の展開を受けて、国立も私立も2012年には登録金の上昇率がマイナスになっています。また、2012年には国家奨学金制度が導入されました。

国家奨学金制度には二つの施策が含まれています。一つ目は学生に直接支援をするというもの、二つ目は大学が登録金を下げたらその分を国家が補完をするというものです。大学が登録金を下げたら、その分を国家が補助することで登録金がずっと下がっていく制度設計がなされていたのです。けれども、私立大学の方は、国家助成を拒否しまして、登録金自体を下げなかったのです。特に、延世（ヨンセ）大学、高麗（コリョ）大学、成均館（ソンギョングァン）大学といったようなソウルの一流大学が、「われわれは国家の支援というものはいらない」ということで拒否をして、そのまま高い登録金を維持する路線を打ち出しました。そして、多くの私立大学がそれに同調するというようなことになっています。

《備 考》

配布&上映されたパワーポイントのスライド資料、講演後の質疑応答などで明らかになった事項も加味しながら、司会進行役を務めた渡部昭男（神戸大学）の責任において、当日の講演内容を分かりやすく構成し直した（以下、報告2、3も同様）。